令和2年度

いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立大沼中学校

目 次

はじめ	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 1	V	じめ	の	防	止	等	の	た	め	の	基	本	的	な	考	え	方													
1 V	いじ	めの	定	義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2 V	いじる	めの	防	止	に	対	す	る	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 2	V	じめ	の	防	止	等	の	た	め	に	本	校	が	実	施	す	る	取	組											
1 V	いじ	めの	防	止:	等	の	対	策	0)	た	め	0)	組	織	0)	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2 本	校(こお	け	る	ļγ	じ	め	0)	防	止	等	に	関	す	る	取	組													
(1)	V	じめ	0	未	然	坊.	止	0)	た	め	0)	取	組		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2)	V	じめ	0	早;	期	発	見	0)	た	め	0)	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(3)	V	じめ	に	対	す	る.	早	期	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第 3	重	大事	態	~	の	対	応																							
1 重	大	事態	(D)	定	義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2 重	大	事態	<u></u>	の <u>;</u>	対	芯	(T)	流	れ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第 4	そ(の他	[じ	め	の	防	止	等	の	た	め	の	対	策	に	関	す	る	重	要	事	項		•	•	•	•	•	8
【資料	∤1 】	l	V	じ	め	の	防	止	の	た	め	の	取	組	チ	エ	ツ	ク	リ	ス	<u>۲</u>		•		•	•	•	•	•	9
			早	期	発,	見	の	た	め	の	教	職	員	用	チ	工	ツ	ク	IJ	ス	}		•	•	•	•	•	•	•	9
【資料	ł 2]	l	早	期	発.	見	の	た	め	の	家	庭	用	チ	工	ツ	ク	リ	ス	ト		•		•					• 1	О
			児	童	(/	生	徒)	`	保	護	者	向	け	の	学	校	生	活	ア	ン	ケ	_	\vdash		•	•	•	•	1 0
はじ	めし	C																												

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、 第183回国会(常会)において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28 日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いが うれしい教室」を目指し、学校教育目標である「心身ともに健康で社会に有為な人づくり」 の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは 絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのた めの様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に 関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針(以下「学校基本方針」という。)を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能 しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

この策定した「学校基本的方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や 地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、 保護者、関係機関等に説明する。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ推進委員会(別に構成しても可)」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、教務主任、生 徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談部等で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、生徒同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、

ア 学級経営の充実

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりが とても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ① 生徒の気持ちを共感的に受け止める。
- ② 居場所をつくる。
- ③ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- ④ 規準を示す。(「~してはならない。」ではなく、「~なときには~する。」)

- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ① 分かる楽しさを与える。
- ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- (ウ) 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を 実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実 を図る。

- (ア) 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ① 人間としてよりよく生きるための道徳性を育成する視点から、社会生活のきまりや基本的モラルなどにかかわる道徳的実践を促す指導を充実させる。
- ② 全教職員の共通理解の下、道徳の時間と各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導や人権教育等との関連を図るとともに、生徒の豊かな心を育てる体験活動や実践活動を一層充実させる。
- (イ)「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、生徒一人一 人 の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の 教育を進めていく。

ウ 教職員の指導力・意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、「児童生徒間のトラブルに係る事例」などを含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、いじめの早期発見のための定期的なアンケートや個人面談の実施などを行う。また、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って あたる。
- (ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を 図る。
- (ウ) 学校公開、保護者会、学校だより、ホームページ等で、目指す学校像や教育活動の状況等についての情報を積極的に発信し、啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが 大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について生徒向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、非行防止教室等への保護者の参加を促すとともに、PTA 役員会等においてもネット意識啓発の機会を持てるようにする。

カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気 さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 生徒の実態に応じた取組を行う。
 - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ② 生徒が主体となって運営する生徒集会
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ① 代表者による作文発表 ② 中学生による演劇発表
 - ③ ふれあい交流ゲーム ④ 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否か を判断する。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの 疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることな く、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ)必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中 学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 生徒及び保護者からの情報収集

- (ア)毎月「心と体の安全点検」を実施する。
- (イ)「心と体の安全点検」の実施から、必要に応じて一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 「生活ノート」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ)必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。

ウ 「New l's」の活用【資料 1 , 2 】

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある生徒に声を 掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、 早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を 挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断しない。また、一部の教職員で抱 え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめている生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教

育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、 保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導(「New I's」参照)

(ア) いじめている生徒への説諭

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、 いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせ る。

- (イ) 再発を防止するために、生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援(「New I's |参照)

(ア) 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さら に、本人のプライドを傷つけないように注意する。

(イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる生徒への対応

- (ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (イ) いじめられている生徒の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

- (ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。
- (イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

① 話し合いなどを通して、いじめを考える。

- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実 があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

- (ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会 へ速やかに報告する。
- (イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

※いじめに当たる判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害側が教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ状況提示する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大 事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- ※いじめに事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学した場合は、 退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということがあるため、生命心身財 産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。
- 2 重大事態への対処の流れ
- (1)「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告
- ・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないいじめ に関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査にあ たる。申し立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言はしない。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
 - (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。 また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係 の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事 案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな 調査を実施する。
 - (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者に、あらかじめ説明しておく。
 - (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている生 徒及びその保護者に適切に提供する。

(8) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった生徒が深く傷つき、他の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、大沼中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、 大沼中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、そ の結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

(生徒指導ハンドブックNew I's p16.17)

(2) いじめの取組のチェックポイント

		項目	評価
	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制	
		を確立して実践を行っているか。	
指	2	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について購員会	
_		議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
導		いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められてい	
体	3	る指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然	
制		としたねばり強い指導を行っているか。	
	4	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられ	
		ている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	_
	_	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりする	
	5	ことなく、報告・連絡・相談・確認を確実に行い、学校全体で対応する体制	
		が確立しているか。	
	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努	
		めているか、特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立	
		って指導にあたっているか。	
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面において	
		いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
教		道徳や学級活動(4-44-4)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導	
	8	が行われているか、	
		学級活動(ホームルーム)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関	
育	9	わりで適切な指導助言が行われているか、	
		児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を	
- 1	10	培う活動の積極的な推進を図っているか。	
指	11	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを	
18		助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか、	
		いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計	
	12	画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や警察との連携に	
導		よる措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13	いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、い	
		じめから守り通すための対応を行っているか。	
		いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に	
	14	触れ必要な指導を行っているか。	
		部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好	
	15	な関係が築けるよう指導しているか。	

16 で取り組んでいるか。 対関員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の関域に努めているか。 18 児童生徒の生活実態について、きめ締かく把握に努めているか。 19 児童生徒が免する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。 19 児童生なの生活実態について、きめ締かく把握に努めているか。 19 児童性が免え関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かって過ぎに行い、事実を隠蔽することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かって過ぎに行い、事実を隠蔽することなく、の確に対応しているか。 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応い教育センター、児童相談所、書祭等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 なのに見重生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談美等)の体制が整備されているか。また、それおける教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の低みに応えることができる体制になっているか。 数育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関とない。 対策が関係であることができる体制になっているか。 を対し、経験を明確の関係を同じていて、別知や広報の徹底が行われているか。 学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 学校におけるいで、別様のの対策の事業体の表とを表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。 など、発展の理解を得られるようにしているか。 など、発展を心地域に対しているか。		Test 100 400 400 400 400 400 400 400 400 400	
日 17 ましい人間関係の傾成に努めているか。 18 児童生産の生活実態について、苦め細かく把握に努めているか。 19 児童生産の生活実態について、苦め細かく把握に努めているか。 19 児童生産が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。 いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通して事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、の確に対応の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、の確に対応の担係を正確かり出途に行い、事実を隠滅することなく、の確に対応の担係を固定しているか。 10 じめの問題解決のたが、教育委員会との連絡を包にするとともに、必要に応じ収算を立ちるともで、必要に応じているか。 22 校内に児童生産の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、校における政権制度が関係しているか。 25 役割を収集が回じているか。 25 役割を収集が回じたできる体制になっているか。 26 役割に応じているが、実施に対応を応じているが、 27 役割をいめることができる体制になっているか。 28 単独以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 25 役割を取り、現準相談所等 学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 26 役割を得られるようにしているか。 27 後の理解を得られるようにしているか。 28 をかめ地域に対して、対しなの問題が可能があるから、 28 をかめ地域に対して、対しなの問題が可能があるから、 28 をかりませんである。 28 をかりまして、対しなの問題が可能があるから、 28 をかりまして、対しなの問題があるから、 28 をかりまして、 28 をかりましているようによりまして、 28 をかりまして、 28 をかりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりましているがりまりましているがりましているがりまりましているがりまりましているがりまりましているがりまりましているがりまりまりましているがりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員 で取り組んでいるか.	
期 19 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。 いしめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報保集等を通じて事実関係の把握を正確か つ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ数育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 2 校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談 (スクールカウンセラ、相談員等)の体制が整備されているか。また。それは適切に機能しているか。 学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 児童生徒等の個人情報の取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の関係を得られるようにしているか。	17	,	
20 いるか。 いしめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実問題で記憶を記憶からの情報収集等を通じて事実知力を対象を認定するとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、豊家等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 22 製 (スクールカウンセラ・、根臓農等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。 23 物化力に対するな質和技術を対象を受け上めることができるような教育和技术、それは適切に機能しているか。 26 内閣分配を表しては、必要に応じて教育センター等の専門機関学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 現實相談の実施にあたっては、必要にかして教育センター等の専門機関学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 25 保証により、日本社会の機能がある。 26 保証を持ちれるようにしているか。 27 保証を表しているが、 28 保証を表しているが、 28 保証を表しているが、 28 保証を表しているが、 28 保証を表しているが、 29 保証を表しいるが、 29 保証を表しいるが、 29 保証を表しいるが、 29 保証を表しいるが、 29 保証を表しいるが、 29 保証を表し	18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
20 護者や友人関係等からの情報収集等を通して事実関係の把握を正確か つ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 21 対応の問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、豊祭等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 22 談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。 23 学校における教育和談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の協力に応えることができる体制になっているか。 24 学校以外の相談を同じているか。 25 授助・関係が関係を関係しているか。 26 との連携が図られているか。 27 学校以外の相談を口について、周知や広報の態度が行われているか。 28 提出でいるか。また、教育センター、外間を関係所等学校以外の相談を口について、周知や広報の態度が行われているか。 28 提出でいるか。 29 校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	期 19		
・ 21 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 投内に児童生涯の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談 (スクールカウンセラー、相談書等)の体制が整備されているか。また、それは通切に機能しているか。また、それは通切に機能しているか。 22 学校における教育相談を解析していて、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関 24 との連携が関られているか。 完善性等の個人情報の政政について、周知や私領の部がが持ちれているか。 25 扱われているか。 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住実を廃せればに対しているが、 26 民の理解を得られるようにしているか。	20	護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確か	
日 力を行っているか。		いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必	
22 設(スクールカウンセラー、相談奏等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。 対 23 学校における教育和設体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター、等の専門機関 との連携が図られているか。また、教育センター、大権区の、児童相談所等学校以外の相談を口について、周知や広報の施感が行われているか。 「児童生徒等の個人情報の政扱について、ガイドラインに基づき通切に取り扱われているか。 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住 変異数を得られるようにしているか。		力を行っているか。	
対 23 の悩みに恵えることができる体制になっているか。 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関 24 との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等 学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 アロー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	22	談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。ま	
応 24 との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 児童生徒等の個人情報の設扱について、ガイドラインに基づき通切に取り 扱われているか。 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。 常庭の地域に対して、以上のの問題の無悪性の認識をないるととまた。常	対 23		
25 扱われているか。 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。 歴史	应 24	との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等	
家 26 民の理解を得られるようにしているか。 経 対 家庭的地域に対して、いじめの問題の悪悪性の認識を広めるとともに、常	25		
地 家庭も地域に対して いじめの問題の重要性の認識を広めるととまた 衆	×		
	地 域 と の		
連携 いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力して その解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	連携	その解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決するこ	



早期発見のための教職員用チェックリスト(生徒指導ハンドブックNew I's p12,13)

[資料1] 家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)



起床から登校前

◇ 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである ◇けだるそうな、疲れた表情である ◇いつもと違って明食を食べようとしない ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする ◇学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない

2 登 校 中

◇友達の荷物を持たされている

◇一人で登校するようになる

◇遠回りして登校している

◇途中で家に戻ってくる

3 帰 宅 時 ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない

○目分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない◇いつもより帰宅が遅い◇自転車や持ち物等が壊されている◇学校の話をしなくなる◇外出したがらない◇ブリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

◇食欲がない

◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にていねいである

◇ 反違の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友違と遊ばなくなったりする ◇ お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる

◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく ◇買い与えた覚えのない品物を持っている

◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる

◇家族の者と話をしなくなる

◇いじめの話をすると強く否定する

◇ 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる ◇ 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている ◇ 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

□持ち物がなくなったと、よく訴えに来る □服が汚れていたり、破けていたりしている □泣いている、または机に伏せたままでいる □自分の持ち物でないものを机やロッカー、 られている , カバンに入れ 会

部

放

□参加している
□参加している
□参加している
□参加している
□であるを生薬を関係を受け付け)をやらされている
□であるのふりを対している
□を設定している
□をはしている
□をはしている
□をはしている
□をはしている
□をはしている
□をはしている
□をはしている
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をがられる
□をでする
□をで

時

□一人 C がある □皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □一人で離れて仕事をしている □応さけた雰囲気知しけられる □無理に役員を押し付けられる □宿題や集金などの提出物が遅れる □一人の子の机や持ち物をされろうとしない □連絡領、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が 見受けられる。

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント:

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



-13-

【資料2】早期発見のための家庭用チェックリスト

いじめ発見のチェックポイント

	#B #B # 40 F	あてはまる
	観察の視点	子の名前
朝の会	□担任が来るまで廊下で待っている □他の子どもより早く登校する □理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる □担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または 極端に小さい □沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び	□一人要的が必要に入ってくる □接案が必要に入ってくる □海東が物が多くのとき、 思し合いの輪に入れない □将来分とのとき、まし合いの輪に入れない □係などのとき、そのるのががあるとのには、 「ほめしいの数があるとのにが、かれるさいなななでは、 「はなしいの数が少なで作るが、たれさがきないたのでは、 「日本変更の概への経れている。」では、 「日本変更の概への経れている。」では、 「日本変更の概念のをは、 「日本変更のでは、 「日本変更をでは、	
授業	てこない 口音楽の授業で歌えなくなる 口内経話をされている 口不自然に机や椅子が離されている 口不関を訴え、保健室に行くことが増える 口いつも一人でポッンとしている	
休み時間	□ 笑師が見られずおいた。 □特に用事がないとさく数でに来る □ 特別教室のときなどである。 □ 格動教技ではないである。 □ 化保健室が出まれる。 □ 化保健室が出まっても数を持たている。 □ し投業が始まっても数をに戻りまたがらない。	
給食時	口机を寄せて席を作らない、または寄せても瞬間がある 口食べ物にいたすらされる(意図的な配り忘れ、盛り付け の量の差など) 口給食を食べない、食欲がない 口早態は競争などをやらされている 口配語を嫌がられている 口に引きないない	
清掃時	ロー 人黙々と清掃しているが、表情が暗い ロ机や神子が運ばれずに、放置されている ロ玄服が表れたり、ぬれたりしている ロ清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	

-12-

小・中学校向け

がっこうせいかつ あん ゖーと学校生活アンケート

(無記名式・例)

() 辥() 組 第 数

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに〇を付けてください。

間1 無視されたり、荷蘭はずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

間2 ひやかしやからかい、悪口や驚しなどを言われたことがありますか

問3 首分の持ち物をかくされたり、欝手に使われたりしたことがありますか

ある・ない

間4 気だちの持ち物を自分のカバンやがの単に勝手に入れられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつかられたり、躄びのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

ある・ない

問了 あなたの悪ロをメールで送られたり、プログ・プロフに書き込まれたことがありますか

ある・ない

間8 あなたの炭だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか

いる・いない

(生徒指導ハンドブックNew I's p31)

児童(生徒)、保護者向けの学校生活アンケ - ト(生徒指導ハンドブックNewI's - 学校生活についてのアンケート【保護者用・例】 p33,35)

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるよう にすることを目的に行うものです。**現在の状態に**最も近いものに"O"を付けてくださ い。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入 ください。

お子さんの学校生活で、以下の(例)のような困り事はありませんか?

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文包、いやなことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ひとくいつかられにり、ゆかれにり、減られにりする。
 金品を要求される。
 金品を認されたり、壊されたり、捨てられたりする。
 いやなこと、助すかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
 パソコンや携帯電話等で、誹謗中層やいやなことをされる。

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 ()年()組 性別(

	質問項目	回答					
1	うちの子供は学校で、ほかの子供から(例) のような事をされている。	はい	いんぱ	わからない			
2	うちの子供は学校で、ほかの子供に(例)の ような事をしている。	はい	いいえ	わからない			
3	うちの子供から学校で、(例) のような事を 見たという話を聞いたことがある。	は		いいえ			
4	うちの子供のまわりで、(例) のような事があると ほかの採護者や地域の方から聞いことがある。	は	١.	いいえ			
5	家庭で、(例) のような問題について子供と 話をすることがある。	は	۸ .	いいえ			

質問項目①~④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。